

IOSCOによる、取引所等及び市場仲介業者向けの事業継続計画に関する勧告・基準の実施状況のレビュー

証券監督者国際機構（IOSCO）の代表理事会は本日、2015年にIOSCOの報告書として示された[取引所等](#)及び[市場仲介業者](#)の事業継続計画（BCP）に係る2つの勧告及び2つの基準につき、IOSCOメンバーのうちレビューに参加した法域がこれらと整合的な規制措置をどの程度実施したかに関する[テーマ別レビュー](#)（以下、「レビュー」）を公表した。

本レビューに参加した33の法域（16の先進国と17の新興国）の当局のうち、13の法域は、レビュー対象の2つの勧告及び2つの基準と完全に整合的であることが判明した。その他の20の法域においては、1つ以上の勧告又は基準に関して、重要性の異なるいくつかのギャップ又は不備が特定された。

本レビューの対象となった2つの勧告では、規制当局は取引所等に対して、1) 重要なシステムのレジリエンス、信頼性及び堅牢性（安全性を含む）を確保するためのメカニズムを有すること、及び、2) BCPを適切に策定、維持及び実施することを要求すべきであるとしている。2つの基準では、規制当局は市場仲介業者に対して、1) 緊急事態又は重大な事業の中断に際しての手続きを特定する文書化されたBCPを策定・維持すること、2) オペレーション、業務、又は所在地に重大な変更があった場合にはBCPを更新すること、及びこれらの変更による修正が必要かどうかを判断するためにBCPを毎年見直すことを要求すべきであるとしている。

ギャップに関して、本レビューでは、いくつかの法域における規制枠組みは、重要なシステムに対する関連規定がアウトソースされた機能にまで適用されることを保証していないことが明らかになった。また、本レビューによって、いくつかの参加当局の規制では、BCP取決めの定期的なレビューや重要な事業の変化に応じたBCPの更新を市場仲介業者に義務づけていないことが判明した。

本レビューは、メンバー法域に対し、その規制枠組みにおいて、取引所等や市場仲介業者がBCPを策定・維持・更新する際の要求事項を規制当局が設定・執行することを可能にする必要な権限を盛り込むこと、規制枠組みがITシステムの災害復旧や緊急時対応措置に留まらず企業全体のBCPを要求すること、及び、重要なシステムに関して取締役会や上級管理職に求められるガバナンスと説明責任につき十分に明確にすることを勧告している。

IOSCOは、証券市場における新技術の急速な台頭に対応して本レビューを実施した。この新技術は、取引所等や仲介業者を混乱させる可能性のあるリスクを生み出した。これらの脆弱性は、適切な規制枠組みに支えられた実効的なBCPの重要性を強調している。本報告書では、COVID-19禍において、BCPのレジリエンスの維持を確保するために、規制当局、取引所等及び市場仲介業者がとった措置についても議論しているが、COVID-19禍における取引所等及び市場仲介業者のオペレーショナルレジリエンスについては評価していない。この論点の重要性にかんがみ、IOSCOは別途、2021年～2022年の作業計画で公表したとおり、COVID-19禍によって悪化したリスクを検証するための

作業の一環として、オペレーショナルレジリエンスに関する作業を実施する。

(Note to the Editor は省略)

(以 上)